

自立相談支援事業等プロポーザル 質問と回答

令和6年1月9日

No	資料名	頁	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書	2	相談支援員の各課配置人数	5名以上配置とあるが、甲から各課への配置人数の指示はいつどのようにされるのか。 また、各課に配置する最低人数はそれぞれ何人を想定しているか。	相談支援員については、令和5年度は保護第一課3名、保護第二課2名の相談員を配置しているため、これがベースとなる。 選定後仕様書の再確認を行う際に、配置人数を決定する。
2	仕様書	2	相談支援員の各課配置人数	相談支援員が各課へ配置された際に、配置人数分の席は各課で用意されるのか。	令和5年度ベースの席は確保されているが、それよりも上回る人数配置の場合は、場所に限りはあるが選定後各課にて用意を行う。
3	仕様書	2	生活支援相談窓口受付員	保護第一課のみ1名以上配置とあるが、保護第二課の相談窓口は受付員を配置しないのか。 また、保護第二課の相談窓口受付員は誰が担当のか。	令和5年度は保護第一課のみ窓口受付員を配置しており、令和6年度も同様である。 そのため、保護第二課配置の主任相談支援員、相談支援員、家計改善支援員、被保護者就労支援事業における就労支援員が交代で行うこととする。
4	仕様書	3	事業内容	8(2)⑦にある生活支援相談窓口においての来所者の相談内容を確認する業務は、自立相談支援事業の事業内容としてあるが、(3) (4) (5)の事業従事者も生活支援相談窓口業務に携わることは可能か。	保護第一課には窓口受付員を配置しているため、令和6年度自立相談支援事業等業務委託仕様書6(7)事項にあてはまらない限り、携わることはできない。 保護第二課については、可能である。
5	実施要領	1	事業の趣旨・目的	江東区における今後の課題と目指す支援の方向性について、区のお考えを知りたい。	生活困窮者自立支援法の根幹でもある「断らない相談支援」「生活保護に至る前のセーフティネット」の実現に向けた支援を可能とする事業者を求めている。 また、自分から声を上げられない支援対象者をどのように拾い上げていくか、アウトリーチ支援についても重要と考えている。
6	その他		事業実績	本事業における事業実績を教えてください。 (対象者の内訳含む)	令和4年度実績では、 1①自立相談新規相談者723人(男女比は約6:4、単身世帯が一番多く50.8%、年代別では50代が23.2%と最も高いが、70代も22.1%となっている) ②のペブラン作成数530件(うち家計改善86件) 2被保護者就労支援者数153人(男女比は約7:3、50代ー64歳までが約半数)就労決定数73件となっている。

自立相談支援事業等プロポーザル 質問と回答

令和6年1月9日

No	資料名	頁	質問項目	質問内容	回答
7	仕様書	2	支援員の配置人数	履行場所について、什器の用意等を行っていただけるとのことだが、配置可能人員の上限は何名になるか教えてください。	令和5年度は保護第一課5名、保護第二課3名を配置しているため、これがベースとなる。それよりも上回る人数配置の場合は、場所に限りはあるが、選定後各課にて用意を行う。
8	その他		セミナー	対象者にセミナーを実施することは可能ですか？ また、セミナーを実施する場合会場等は外部会場確保の認識で問題ないですか。	セミナー内容を本区が事前に確認し、問題なければ、事業者が外部会場確保(費用含む)のうえ、開催することは可能である。